

特定口座に係る上場株式等保管委託約款

(約款の趣旨)

- 第1条 この約款は、お客様（以下「申込者」という。）が租税特別措置法第37条の11の3第1項に規定する特定口座内保管上場株式等（租税特別措置法第37条の11の3第1項に規定されるものをいう。以下、同じ。）の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるために、シティバンク銀行株式会社（以下「当行」という。）に開設される特定口座における上場株式等の保管の委託について、同条第3項第2号に規定される要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。
- 2 申込者と当行の間における、各サービス、取引の内容及び権利義務に関する事項については、諸法令及び本約款に定める場合を除き、当行の「投資信託の取引にかかる一般規約」「証券投資信託受益証券等の保護預り規程」「外国証券取引口座約款」「投資信託受益権振替決済口座管理約款」等の定めるところによるものとします。

(特定口座開設届出書等の提出)

- 第2条 申込者が当行に特定口座の設定を申込むに当たっては、あらかじめ、当行に対し、租税特別措置法第37条の11の3第3項第一号に定める特定口座開設届出書をご提出いただくものとします。その際には、別途、氏名、生年月日及び住所が確認できる公的書類を併せてご提出いただくものとします。
- 2 申込者が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を希望する場合には、あらかじめ、当行に対し、租税特別措置法第37条の11の4第1項に定める特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただくものとします。なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、申込者から源泉徴収を希望しない旨の申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。
- 3 申込者が当行に対して租税特別措置法第37条の11の6第2項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式等配当勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日から同年中に支払が確定した全ての上場株式等の配当等の交付を受けた日の属する年未中で、当該申込者は、特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を希望しない旨の申出を行うことはできません。
- 4 当行は申込者から特定口座源泉徴収選択届出書（源泉徴収を選択する旨の届出）をご提出いただいたときは、当行システムへの入力日を提出日とし、提出日以降（提出日を含む）のその年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る譲渡損益を源泉徴収選択口座に受入れます。
- 5 当行は申込者から特定口座源泉徴収選択届出書（源泉徴収を希望しない旨の届出）をご提出いただいたときは、当行システムへの入力日を提出日とし、提出日以降（提出日を含む）のその年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る譲渡損益の源泉徴収選択口座への受入れを終了します。
- 6 申込者が当行に特定口座の開設を行うには、あらかじめ当行に投資信託総合口座（以下「一般口座」という）を開設していただくことが必要となります。
- 7 申込者は当行に複数の特定口座を開設することはできません。
- 8 投資信託の受益証券の他の金融機関への移管、及び他の金融機関の特定口座からの移管はお取扱いいたしません。

(特定保管勘定における保管の委託)

- 第3条 特定口座に係る上場株式等の保管の委託は、特定保管勘定（租税特別措置法第37条の11の3第3項第二号に規定されている当該特定口座に保管の委託がされる上場株式等につき、当該保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいう。以下、同じ。）において行います。

(特定口座と一般口座)

- 第4条 申込者が特定口座の開設を行う際、当行の特定口座で受入れできない上場株式等または当行が定める受益権がある場合、申込者は別に一般口座内にて取引を行うことが必要となります。
- 2 特定口座と一般口座の署名または捺印は同一のものとなります。
- 3 申込者は特定口座と一般口座で同一銘柄を保有する場合に両口座を合算して評価できないことに基因して発生する事柄につき承しているものとします。
- ① 両口座で保有する上場株式等のうち、その設定に係る受益権の募集が公募で行われた租税特別措置法第37条の10第2項第5号に規定する株式等証券投資信託（以下、「公募株式投資信託」という）の個別元本が異なる場合があります。
- ② 申込者から申し出がない限り、特定口座保管の銘柄より換金いたします。

(特定口座を通じた取引)

- 第5条 申込者が当行との間で行う取引に関しては、特に申出がない限り、当行の特定口座で受入れできない上場株式等又は当行が定める受益権を除くすべての取引に関して特定口座を通じて行います。
- 2 特定口座を通じた取引は当行所定の方法により行うこととします。

(特定口座から一般口座への証券振替)

- 第6条 同一の申込者の特定口座から一般口座への証券振替については申込者からの届出の署名または印鑑等による申出もしくは当行が別途定めた方法により行うことができるものとします。

(所得金額等の計算)

- 第7条 特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算は、租税特別措置法及び関係法令に基づき行います。

(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)

- 第8条 当行は申込者の特定保管勘定においては以下の上場株式等のみを受入れます。
- ① 第2条に定めのある特定口座開設届出書の提出後に、当行への設定の注文により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れる上場株式等

株式等

- ② 申込者が相続（限定承認に係るものを除く。以下、同じ。）又は遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除く。以下、同じ。）により取得した当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当行に開設していた特定口座に引き続き保管の委託がされている上場株式等で、所定の方法により当行の当該申込者の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等（一部の投資信託の受益権は対象外となります。）

(譲渡の方法)

- 第9条 特定保管勘定において保管の委託がされている上場株式等の譲渡については、当行を経由する方法又は、当行に対してする方法のいずれかにより行います。

(源泉徴収)

- 第10条 当行は、申込者が特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただいたときは、租税特別措置法第37条の11の4項、その他の関係法令の規定に基づき、源泉徴収・還付を行います。
- 2 外資決済による上場株式等の譲渡に係る所得の源泉徴収は、当行が定める方法により行います。

(特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知)

- 第11条 特定口座から上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当行は、申込者に対し、当該払出しをした当該上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の10の2第11項第二号イに定めるところにより計算した金額、同号ロに定めるところの取得の日及び当該取得日に係る数等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

(相続又は遺贈による特定口座への受入れ)

- 第12条 当行は第8条②に規定する上場株式等（一部の投資信託の受益権は対象外となります。）の移管による受入れは、租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項第三号及び租税特別措置法施行令第25条の10の2第16項、第18項に定めるところにより行います。
- 2 当行では、租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項第三号に規定する一般口座から特定口座への上場株式等の受入措置は行いません。

(年間取引報告書の送付)

- 第13条 当行は、租税特別措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までに、申込者に交付いたします。
- 2 第16条の規定に基づきこの契約が解除されたときは、当行はその解約日の属する月の翌末日までに特定口座年間取引報告書を申込者に交付いたします。
- 3 申込者が特定口座源泉徴収選択届出書により源泉徴収の選択を行わなかった場合、当行は特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通を申込者に交付し、1通を所轄の税務署へ提出いたします。

(届出事項の変更)

- 第14条 第2条（特定口座開設届出書等の提出）に基づく特定口座開設届出書の提出後に、氏名、住所等の当該特定口座開設届出書の記載事項に変更があった場合、速やかにその旨を記載した特定口座異動届出書を取引店に届出てください。その変更がご氏名またはご住所に係るものであるときは、租税特別措置法施行令第25条の10の4第1項に規定する方法により確認させていただきます。

(免責事項)

- 第15条 当行の責めに帰すべきでない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い、本約款の変更等に関して申込者に生じた損害については、当行はその責めを負わないものとします。

(契約の解除)

- 第16条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。
- ① 申込者が当行に対して租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき
- ② 租税特別措置法施行令第25条の10の7第3項に規定する特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき（特定口座における残高を有しないこととなった日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの間に、当該特定口座において取引を行わなかったとき）
- ③ 申込者が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合で、租税特別措置法施行令第25条の10の5第1項に規定する特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
- ④ やむを得ない事由により、当行が申込者に解約を申出た場合

(合意管轄)

- 第17条 申込者と当行との間のこの約款に関する訴訟については、当社取引店の所在地を管轄する裁判所のうちから当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

(約款の変更)

- 第18条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、申込者の従来の権利を制限する若しくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。また、上記にかかわらずその内容が軽微である場合には当行ホームページ等への告知に代える場合があります。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更にご同意したものとします。

(附則)

- この約款は2011年1月1日より適用されます。